

災害時における飲料の供給等協力に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、応急措置のため緊急に飲料の必要が生じた場合、その供給等について京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と樋口鉱泉株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

第 1 甲が乙に対し供給協力を要請した場合、乙は、要請時点において保有する飲料について最大限努力し、供給するよう協力するものとする。

第 2 乙は、飲料の供給協力について、災害発生後、迅速・的確に実施できるよう体制整備を図るものとする。

第 3 要請等の手続きに係る甲、及び乙の窓口については、次のとおりとする。

①「甲」緊急連絡先

第 1 連絡先 宇治市市長公室危機管理課長

電 話 0774-39-9421

F A X 0774-39-9422

第 2 連絡先 向日市市民生活部環境政策課長

電 話 075-931-1111（代）

F A X 075-922-6587

第 3 連絡先 八幡市総務部市民自治安全課長

電 話 075-983-1111（代）

F A X 075-982-7988

②「乙」の連絡先

樋口鉱泉株式会社

電 話 0774-22-1332

F A X 0774-24-7051

2 前項の窓口に変更があった場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

第 4 第 2 条第 1 項第 1 号の運搬については、甲の要請があった場合、乙が行うよう努める。

第 5 災害時に災害対応型自動販売機の機内飲料を提供する場合については、甲から乙に支援の要請をした上で、乙が予め災害対応型自動販売機設置する施設の管理者に鍵等を保管手渡し、甲の連絡により操作するものとする。

第 6 災害対応型自動販売機は、平常時防災の啓発をするものとする。

第 7 甲及び乙は、協定の運用が円滑に行われるよう、必要に応じて、協議を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。